

京都市長 門川大作 殿

2017年9月7日

京都市の保健衛生行政に関する要望書

京都府保険医協会
理事長 垣田さち子

謹 啓

平素より、公衆衛生施策の前進にご尽力を賜りますこと、御礼申し上げます。

さて、私ども京都府保険医協会は京都市の保健衛生行政につき、下記のとおり要望をとりまとめました。

貴職におかれましては、要望の趣旨をお汲み取り頂き、今後の施策に反映いただきますよう、お願い申し上げます。

謹 白

記

1. 2017年度より、区役所・支所に設置した医療衛生コーナーの機能は相談窓口のみでなく、日常的な健康危機を予防し、危機が生じた場合は出動し、迅速に対応できるように、少なくとも人員配置を2016年度並みに戻すこと。
2. 医師をはじめ、京都市の保健医療・福祉行政に従事する専門職は、京都市保健所並びに医療衛生センターに集中させず、区役所・支所毎に地域密着で地域課題への対応にあたれるよう、少なくとも2016年度並みに配置すること。その際、医師は全センターに2人以上配置すること。
3. 2017年度から個別医療機関実施となった「青年期健康診査」、実施を中止した「健康診断書発行業務」「健康相談、禁煙相談・禁煙支援、骨粗鬆症健診」、「風しん抗体検査」等について、利用者の低迷が主な変更理由に挙げられているが、利用者数の減少と公的機関による直接実施の意義がなくなることはイコールではないのではないか。また、HIV、肝炎ウイルス検査等における「夜間即日検査及び休日即日検査」等の利便性拡大が、なぜ実施場所の集約化等とセットでなければならないのか。また、保菌検査（検便）について、受付日拡大や検査項目追加は評価できるが、なぜ、区役所レベルにあった検査室機能をなくしたのか等、あらためて、今回の保健センター事業見直しに至る理由・経緯をご説明いただくこと。

4. 今回の機構改革や事業見直しを踏まえ、例年どおり「保健センターだより」を発行し、市民に周知すること。
5. 実施事業見直しに伴って「生み出されたマンパワーを活かして、地域に積極的に向かい出す」の「アウトリーチ型」事業を展開するとの説明だが、具体的な実施予定内容をご説明いただくこと。
6. 国は、政令市型保健所に従事する医師について「都道府県型の保健所が行う専門的、広域的な業務に加え、市区町村の業務とされている乳幼児検診等の母子保健事業、特定健診・特定保健指導等の生活習慣病対策、更に、がん対策等の住民に身近な直接的な事業を行い、より地域に密着して、地域全体の健康づくりを推進します」と述べている。公衆衛生行政に従事する医師の確保は、国にとっても最重要課題の一つとなっていることを示す一文だが、京都市は公衆衛生行政はじめ自治体の医療・福祉行政に従事する医師の役割・重要性をどのように考えているか。また将来に亘り、京都市政における医師の役割をどのように位置付け、その確保に向け、具体的にどのような目標を立てておられるのか、ご説明いただくこと。

以 上